

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

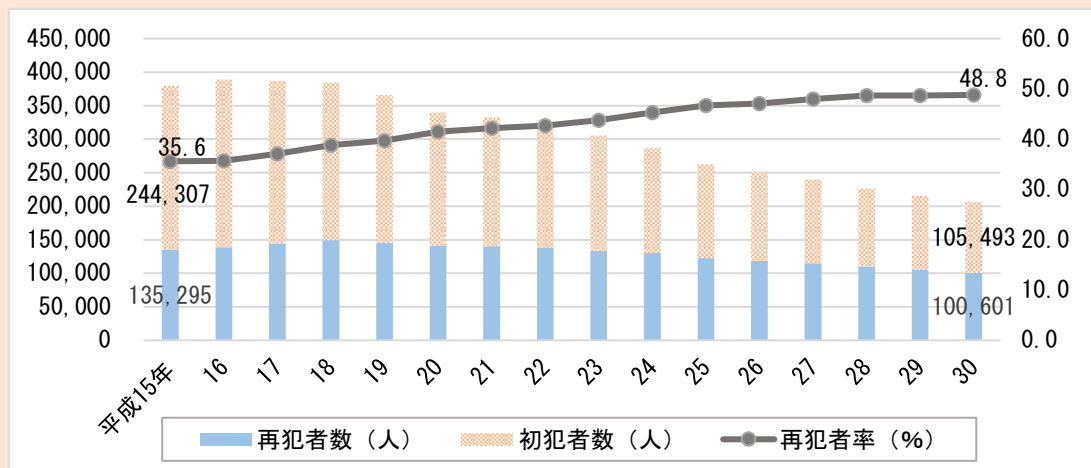
本文中の「*」は、30～31 ページの用語解説をご参照ください。

近年、全国的に刑法犯*の検挙*者数が減少している一方で、検挙者数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

このような中、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下「法」といいます。)が施行され、地方公共団体には再犯防止施策を進める責務があることや、国の「再犯防止推進計画」を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明示されました。

加古川市は、法の趣旨を踏まえ、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めて、だれもが安全で安心して暮らし続けることができるまちづくりの実現に向けて、この計画を策定します。

全国の刑法犯検挙者に占める再犯者数及び再犯者率



注 1 警察庁・犯罪統計による。

注 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

注 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」として定めます。

3 計画の期間

計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度まで (5 年間) とし、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。